

「企業会計基準公開草案第1号

自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(案)」

に対するコメント

平成14年1月18日

(社)日本民営鉄道協会

・連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いについて(第31項)

持分法の適用対象会社が親会社株式等を保有する場合は親会社等の持分相当額を自己株式として資本の部から控除するとともに当該会社に対する投資勘定を同額減額することに関して、再度ご検討戴きたい。

(理由)

連結財務諸表上、持分法適用会社の保有する資産自体は勘定科目毎に合算しておらず、被投資会社の純資産及び損益に対する投資会社の持分相当額を貸借対照表上は投資有価証券の修正により、損益計算書上は持分法による投資損益によって反映しているが、直接反映されていない親会社株式等の持分相当額を投資勘定から減額することは必ずしも適切でないと考えられる為。

以 上